

R-06 国際フェアトレード認証ラベル

使用規定

USE COMPULSORY

These guidelines
are global and valid
for all markets where
Fairtrade products
are licensed

Issue 2— Spring 2018
Fairtrade International

特定非営利活動法人
フェアトレード・ラベル・ジャパン





目的と対象範囲

本ガイドラインは、**コットン、化粧品類、金製品を除く**国際フェアトレード認証製品のパッケージに、国際フェアトレード認証ラベル(以下、「認証ラベル」とよぶ)を製品パッケージ、販売促進マテリアルに表示させる際の規定について記述する。なお、国際フェアトレード原料調達制度(Fairtrade Sourcing Ingredient) (旧、国際フェアトレード認証調達プログラム)のFSIラベルの使用については別途定めることとする。

事前申請

認証ラベルを使用する際は、事前にFLJIにデザインを提出し承認を得なければならない。なお、認証ラベルは、国際フェアトレード認証製品の製品パッケージに対して限定的に使用されなければならない。名刺やレターヘッド等の組織全般のコミュニケーション媒体には使用してはならない。



Part One

認証ラベルの表示(一般)

| | |
|------------------|----|
| 1.1 認証ラベルの表示(一般) | 4 |
| 認証ラベルの意味 | 5 |
| 排除区域 | 6 |
| 指定色 | 7 |
| スタンダードバージョン | 8 |
| 限定的バージョン | 9 |
| 認証ラベルの使用禁止例 | 10 |
| 色々な背景への表示 | 11 |
| 他のマークとの表示 | 12 |
| 表示サイズ | 13 |

Part Two

製品への表示

| | |
|---------------------------|----|
| 2.1 製品パッケージ表示(一般) | 14 |
| 製品パッケージ① 物理的トレーサビリティ | 15 |
| 製品パッケージ② 複合材料製品・マスバランス | 16 |
| 認証ラベルの表示位置 | 17 |
| 認証ラベルの表示位置/折り目・シール部 | 18 |
| 製品名と製品説明 | 19 |
| 店舗用バルクパッケージ | 20 |
| 輸送用段ボール | 21 |
| 申請前のチェックリスト | 22 |
| 2.2 各製品の製品パッケージ表示 | 23 |
| バナナ | 24 |
| 小さなサイズ、または粗い表面の果物 と野菜 | 25 |
| 果物と野菜のパッケージ | 26 |
| 飲料 | 27 |
| アルコール類① | 28 |
| アルコール類② | 29 |
| 一輪花 | 30 |
| 花束① 認証花・葉飾りのみ | 31 |
| 花束② 非認証葉飾りとの組み合わせ | 32 |
| 花束③ 非認証花との組み合わせ | 33 |

Part Two

製品への表示

| | |
|----------------|----|
| 2.3 フェアトレード説明文 | 34 |
| フェアトレード説明文概要 | 35 |
| 物理的トレーサビリティ版 | 36 |
| マスバランス基準版 | 37 |

Part Three

販売促進マテリアル

| | |
|---------------|----|
| 3.1 販売促進マテリアル | 38 |
| 概要 | 39 |
| 飲食店・カフェ① | 40 |
| 飲食店カフェ② | 41 |
| 飲食店・カフェ・小売店舗 | 42 |
| 小売店舗でのプロモーション | 43 |
| 印刷物・オンライン広告 | 44 |
| プレスとイベント | 45 |
| デジタルでの使用 | 46 |

01

Part one

1.1

認証ラベルの表示 (一般)

This section gives an overview of how the FAIRTRADE Mark must be used.

国際フェアトレード認証ラベル

認証ラベルの意味

国際フェアトレード認証ラベル

各国のフェアトレード組織によって使用されていた様々なフェアトレードラベルデザインを統一させるために、認証ラベルが2002年に作成された。その後、2011年1月にデザインを簡素化するために更新され、さらにフェアトレードの透明性をより高めるために2018年春、表記方法が見直された。

認証ラベルは「サポーター（応援者）」をかたどっており、フェアトレード運動における「生産者」と「消費者」の両方を表わしている。フェアトレード運動が目指す新しく前向きな世界をイメージして、フレッシュで明るい色が使われている。フェアトレード認証製品の「生産」と「消費」という行動を通し、生産者と消費者がより密接に連帯する世界を目指している。抽象的な図柄が選ばれたのは、「多文化」と「普遍性」を表現するためである。

認証ラベルの登録商標

認証ラベルは、国際フェアトレードラベル機構 (Fairtrade International) の独占的所有物であり、世界的所有権機関World Intellectual Property Organization – WIPOに登録された国際的な登録商標である (国際登録 第806431号)。FLJは、国際フェアトレードラベル機構よりライセンス許可を得た、日本における認証ラベルの専用使用者である。



国際フェアトレード認証ラベル

排除区域

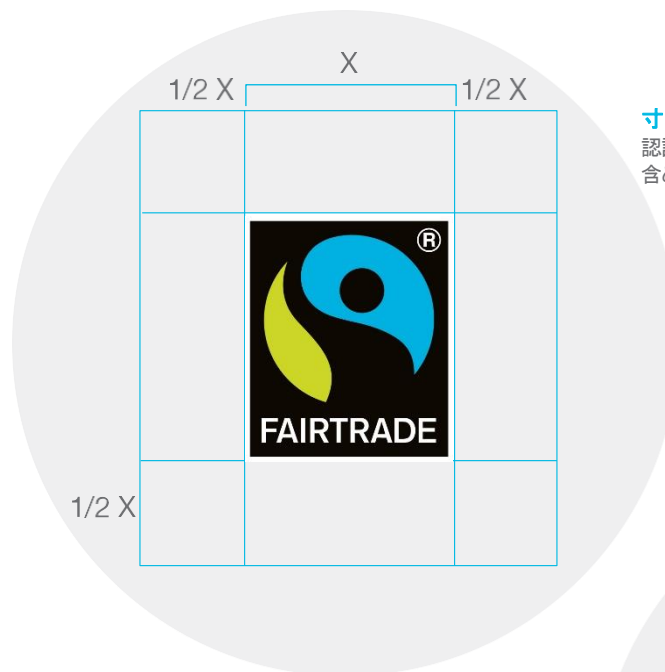
排除区域の確保

テキストまたはグラフィックの近くに認証ラベルを配置させるときは、認証ラベルの視覚的な独立性を維持するために、認証ラベルの周囲に $1/2X$ 以上の排除区域を確保する必要がある。 X は、認証ラベル横幅を指し、白色の枠線を含めるものとする。

排除区域内には、テキストや他の画像を表示してはいけない。また、排除区域が確保されていても、他のテキスト、グラフィックと統合されたデザインで、認証ラベルを使用してはならない。

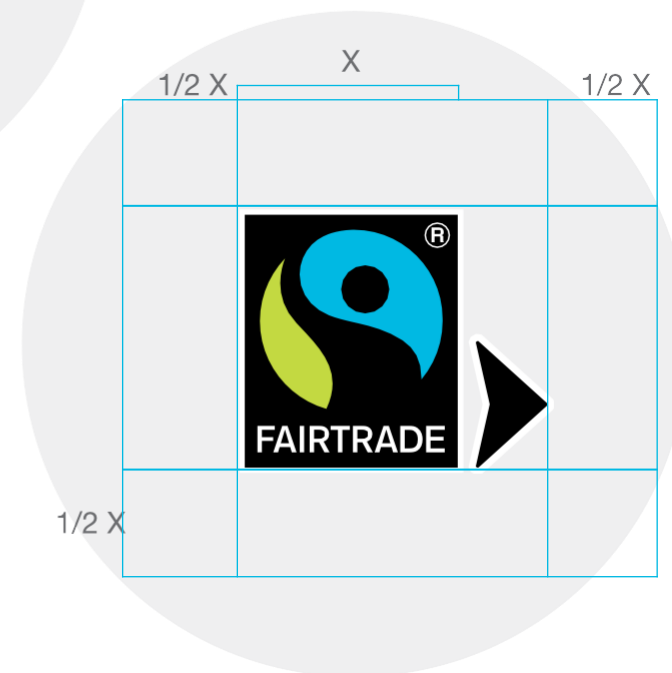
例外

小さなタグなど、認証ラベルを表示するスペースが限られている場合は、 $1/4 X$ まで排除区域を削減することができる。



寸法の測り方

認証ラベルの幅(X)は、白色の枠線を含め、端から端を測ること。



認証ラベルと矢印

排除区域は、右図のように矢印部分を考慮すること。

国際フェアトレード認証ラベル 指定色

認証ラベルの色

認証ラベルはできる限りカラーで表示させることが望ましい。カラー版を利用する際には、右で指定された色を使用しなければならない。

認証ラベルと製品ブランドとの混同を避けるため、リーフグリーンとスカイブルー、又はそれらに良く似た色はブランドやパッケージ、販売促進材料に使用してはいけない。すでにそれらの色がブランドに使用されている場合には白黒版の認証ラベルを使用すること。


また、印刷に使用できる色が限定されている場合には、白黒版を利用してもよい。

色の調整


色は紙の品質やプリンターによって異なる場合がある。パントンの色見本帳にできるだけ近い色になるよう調節すること。




Sky Blue
CMYK 79. 0. 7. 0
Pantone 306 C, 306 U
RGB 0. 185. 228
HTML 00B9E4



Leaf Green
CMYK 28. 0. 92. 0
Pantone 382 C, 380 U
RGB 190. 214. 0
HTML BED600



White
CMYK 0. 0. 0. 0
Pantone N/A
RGB 255. 255. 255
HTML #FFFFFF



Rich Black
CMYK 50. 50. 50. 100
Pantone Process Black
C, Black U
RGB 30. 30. 30
HTML 1E1E1E



国際フェアトレード認証ラベル スタンダードバージョン

スタンダードバージョン

認証ラベルはカラー版と白黒版があるが、カラー版を利用することが推奨される。印刷の問題で表示が困難な場合には白黒版を使用しても良い。

色のついたマテリアルに印刷する場合

認証ラベルを色のついたパッケージや透明なパッケージに印刷する際は、白い枠線やFAIRTRADEの文字は、必ず白色で印刷しなければならない。

FLJが提供する認証ラベルデータのみを使用すること。他の色への変更したり、デザインを一部変更したりしてはならない。

矢印と共に表示される認証ラベル

認証ラベルと共に表示される矢印は、同じ矢印をパッケージの裏面または側面に表示することによって、そこに記載される認証製品についての詳細情報を、消費者に分かりやすく指し示すために表示される。



Colour Mark

EPS files:
FM_PMS
FM_CMYK
FM_RGB



B&W Mark

EPS files:
FM_BW



Colour Arrow Mark

EPS files:
FM_Arrow_PMS
FM_Arrow_CMYK
FM_Arrow_RGB



B&W Arrow Mark

EPS files:
FM_Arrow_BW

国際フェアトレード認証ラベル

限定的バージョン

限定的に使用が許可されるバージョン

印刷が1色に制限されている場合や、出荷箱のような粗い表面、織物のような吸水性のある面など、認証ラベルをフルカラーで印刷することができない場合に限り、黒版、白版の認証ラベルの使用を認める。

しかしながら、可能である限りカラー版の利用を強く推奨する。

白版、黒版の認証ラベルはそれぞれ、白色、黒色のみで印刷されることができ、他のいかなる色での表示を禁止する。

色や柄のついた背景に印刷する場合

白、黒版の認証ラベルは、背景色と認証ラベルのすべての要素の間に十分なコントラストがある場合に限り、印刷することができる。パターン、模様のある背景、明るい色の背景に印刷してはならない。

白版、黒版の認証ラベルのデータを希望する場合は、FLJに問合せること。



黒版
Single colour Mark black



EPS files:
FM_Black, FM_Arrow_Black



白版
Single colour Mark white



EPS files:
FM_White, FM_Arrow_White



誤った表示例
黒版の認証ラベルを白で印刷してはならない。白版の認証ラベルとコントラストが逆になる。



誤った表示例
白版、黒版の認証ラベルを白、黒以外の他の色で印刷してはならない。



誤った表示例
黒版の認証ラベルは、明るい色の背景色に印刷してはならない。



誤った表示例
黒版の認証ラベルは、パターンまたは模様のある背景に印刷してはならない。

国際フェアトレード認証ラベル

認証ラベルの表示禁止例

認証ラベルの表示禁止例

認証ラベルは国際登録商標であり、いかなる要素の色、形の変更を加えてはいけない。

登録商標マーク®は、黒い四角の外側ではなく内側に必ず表示させなければならない。

認証ラベルの古いデザイン

2018年以降に利用されていた古いバージョンの認証ラベルは、可能な限り2020年までに新しい認証ラベルに差し替えること。



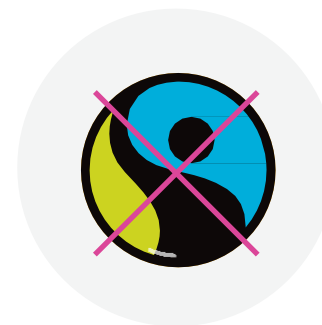
古いバージョンの認証ラベルを使用してはならない



色やFAIRTRADEのフォントを変更してはならない



認証ラベルを回転させてはならない



認証ラベルの要素を変更してはならない



認証ラベルを一方方向のみ伸ばしたり、角を丸めたりしてはならない



白、黒以外の色1色で表示させてはならない



フレームをつけたり他のデザインと融合させたりしてはならない



認証ラベルの要素を削除してはならない

国際フェアトレード認証ラベル

色々な背景への表示

模様や色のついた背景に認証ラベルを表示させる場合

認証ラベルは(®マークも含む)必ず鮮明に表示させ、他のグラフィックや背景の模様によって目立たなくなってしまう。白以外の背景に認証ラベルを表示させる時は、認証ラベルの枠線を表示させ、認証ラベルと背景に明確なコントラストをつけること。



濃い背景色への表示



にぎやかな模様の背景には白い境界を付ける



認証ラベルが目立たない、にぎやかな背景に、認証ラベルを表示してはならない

模様のある背景への表示

認証ラベルが非常ににぎやかな背景に対して使用されている場合、認証ラベルの周囲に境界を追加で表示させる必要がある。境界は、排除区域の半分以上(すなわち、1/4 X以上、12ページを参照)である必要があり、透明度のある白、または白とする。境界の枠線は黒でもよいが、その他の色は使用できない。



淡い背景色への表示



にぎやかな模様の背景には白い境界を付ける



認証ラベルが目立たない、にぎやかな背景に認証ラベルを表示してはならない。

国際フェアトレード認証ラベル

他のマークとの表示

他のマークとの関係性

ここでは、認証ラベルと他のエシカルマークを並列して表示させる場合の注意点について記載する。

複数のマークを認証ラベルと並べて表示させる場合、一貫性と明確性が優先される。つまり、利害の対立、市場での混乱につながる潜在的な混合メッセージを避けるために、認証ラベルは常に独立したものであることを示さなければならない。

認証ラベルは、それが国際フェアトレードラベル機構、そのメンバー組織以外の会社や組織に属するものとして関連付けるような方法で表示させることはできない。

認証ラベルは、同じ製品パッケージに表示される他の認証またはエシカルマークよりも、小さく表示されてはならず、常に本規定で定めるサイズ要件に準拠している必要がある。(詳細は12ページ参照のこと)

他のマークとの距離は、互いに独立したマークであることが認識できるよう排除区域1/2X(6ページを参照)以上にする。

並列表示



縦列表示



国際フェアトレード認証ラベル

表示サイズ

認証ラベルのサイズ

認証ラベルは、製品パッケージまたはプロモーションマテリアルのサイズに比例した大きさと使用すること。

左のサイズガイドに従って、推奨される最大および最小サイズの範囲内で、正しいサイズを選択すること。

最小表示サイズ

小さなサイズで認証ラベルを表示させる際には、「FAIRTRADE」のテキストが読めるように注意すること。印刷物の場合、「FAIRTRADE」の文字がたとえ識別できても、認証ラベルの幅が7 mm 未満であれば、認証ラベルを表示させることはできない。

認証ラベルの幅

認証ラベルの幅は、黒色の端から黒色の端までを測っており白色の境界線と®は排除する

A4: 21 mm



A5: 17 mm



A6: 15 mm



A7: 13 mm



A8: 11 mm



Min: 7 mm



| Size guide (ISO 216 – A series) | Example Application examples | Maximum Mark size (Width) | Minimum Mark size (Width) |
|------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| A1 (594 x 841 mm) | Posters, display stands | 66 mm | 60 mm |
| A2 (420 x 594 mm) | Display stands, POS | 46 mm | 42 mm |
| A3 (297 x 420 mm) | Posters, POS, flower bunches | 33 mm | 31 mm |
| A4 (210 x 297 mm) | Large packs, 1 litre cartons | 21 mm | 19 mm |
| A5 (148 x 210 mm) | Packs and labels | 17 mm | 15 mm |
| A6 (105 x 148 mm) | 20-50 bag tea pack | 15 mm | 13 mm |
| A7 (74 x 105 mm) | 750 ml bottle labels | 13 mm | 11 mm |
| A8 (52 x 74 mm) | Labels and hang tags | 11 mm | 7 mm |

02

Part two

2.1

製品パッケージ 表示(一般)

This section provides an overview of how and where to place the FAIRTRADE Mark on packaging. Individual sections that follow cover specific product type packaging.

製品パッケージ① 認証原料100%からなる製品で物理的トレサビリティが適用されている場合 表示項目

パッケージに表示させる項目

認証ラベルをパッケージに表示させる際には、消費者が認証ラベルの役割をブランドに関連づけて明確に識別できるようにする事が重要である。

認証原料を100%使用し、物理的トレサビリティが適用されている製品パッケージに認証ラベル、「フェアトレード (FAIRTRADE)」を記載する場合には、以下のガイドラインに従うこと。

認証ラベルは、消費者に見えるよう製品ブランドと一緒に製品パッケージの正面に表示させなければならない。

フェアトレード説明文は、認証ラベルの隣かパッケージの裏面に表示させること。

製品パッケージに表示させる項目

- 1 製品ブランド名 (必須)
- 2 サブブランド名(任意)
- 3 製品名 (必須)
- 4 製品説明(任意)
- 5 国際フェアトレード認証ラベル (必須)
- 6 フェアトレード説明文(ウェブサイトを含む) (必須)



製品パッケージ② 複合材料製品、または物理的トレサビリティが適用されていない場合 表示項目

パッケージに表示させる項目

非認証原料を含む複合材料製品、または物理的トレサビリティが適用されていない原料を用いた製品のパッケージに認証ラベルを表示させる際には、以下のガイドラインに従うこと。

認証ラベルは、消費者に見えるよう製品ブランドと一緒に製品パッケージの正面に表示させなければならない。

フェアトレード説明文は、認証ラベルの隣かパッケージの裏面に表示させること。

製品パッケージに表示させる項目

- 1 ブランド名 (必須)
- 2 サブブランド名 (任意)
- 3 製品名 (必須)
- 4 製品説名 (任意)
- 5 国際フェアトレード認証ラベル、矢印(必須)
- 6 フェアトレード説明文(ウェブサイトを含む) (必須)
- 7 矢印(必須)



製品パッケージ

認証ラベルの表示位置

ブランドとの関係

認証ラベルを製品パッケージに表示する際には、ブランド名や製品名も併せてパッケージの正面に表示させなければならない。ただし、図02に示されるように認証ラベルがあたかも製品のブランドマークや会社名と誤って認識されるように表示しないこと。

認証ラベルは常にブランドより小さく表示されていないだけでなく、ブランドよりも目立って表示してはいけない。

図01に示すように、パッケージの下方にブランドと離れた場所に表示されるのが理想的である。認証ラベルとブランドは、互いに独立し「フェアトレード」、「FLJ」という単語をブランド名の一部として使用してはならない。

また認証ラベルは、ブランドのない製品には決して表示しないこと。

認証ラベルと矢印のあり・なし

● 認証原料100%からなり、かつ原料の物理的トレーサビリティがすべてのサプライチェーンにおいて証明されている場合

⇒ 認証ラベルのみ(矢印なし)

● マスバラス基準が適用された単一原料からなる製品

⇒ 認証ラベルと矢印

● 複合材料製品

※ 物理的トレーサビリティの保証、マスバラス基準の適用によらず、認証原料を含む2種類以上の原料を使用している場合

⇒ 認証ラベルと矢印

ブランドの色

ブランドやブランドのイメージ色が、認証ラベル色と似ている時、認証ラベルのカラー版を使用してならず、白黒版を利用すること。認証ラベルのフェアトレードリーフグリーンとフェアトレードスカイブルーと全く同じ色は、ブランドやサブブランドに、つまり製品パッケージのイメージ色として使用してはならない。(7ページ参照)。



01 正しい表示例

認証ラベルはパッケージの正面に、ブランドと離して表示すること



02 間違った表示例(1)

認証ラベルは、ブランドよりも目立ってはいけない



03 間違った表示例(2)

ブランドのない小売製品に認証ラベルを表示してはならない

製品パッケージ

認証ラベルの表示位置（折り目・シール部）

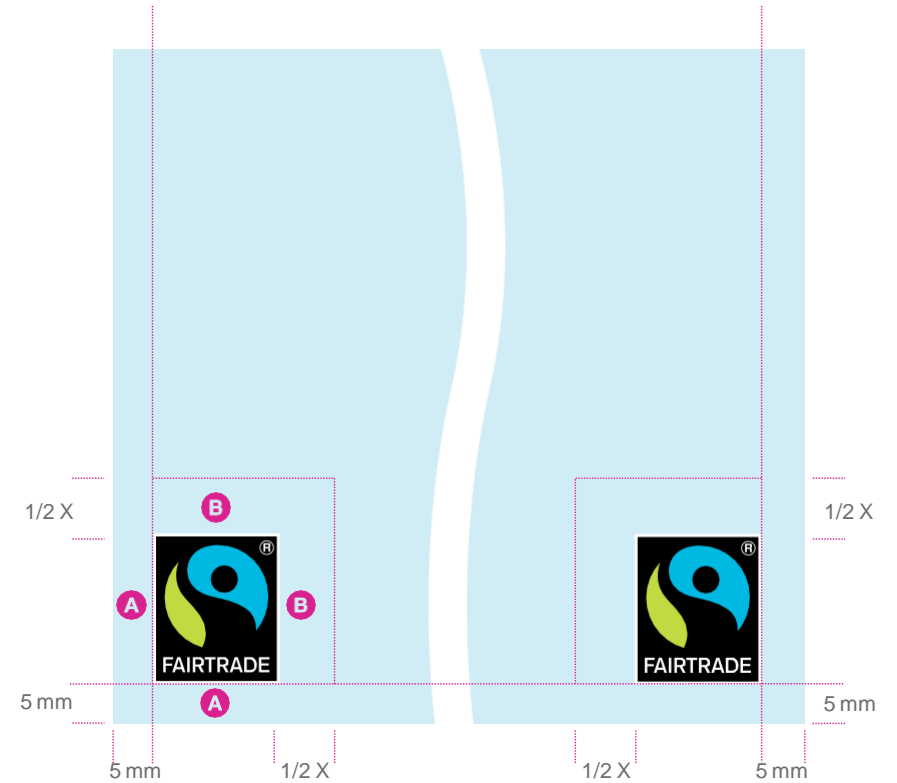
認証ラベルは、折り目、シール部又はパッケージの端に近接して表示してはいけません。スペースに余裕がない場合は、縫い目、シール部、パッケージの端に少し近接しても構わないが、認証ラベルが傾いたり、折り目に表示されることを避け、販売場所で完全に消費者が見えるように表示されなければならない。

パッケージの端からの距離

パッケージに認証ラベルを配置するときは、認証ラベルとパッケージの端または、シール部、折り目までは最低5mmのスペース(A)を確保すること。また、認証ラベル周囲の(B)部には、排除区域(1/2 X以上)を確保すること。(6ページを参照のこと)

登録商標マーク

登録商標を表す®マークは、位置を変えたり削除したりしてはいけません。



製品パッケージ

製品名と製品説明

製品名と製品説明

「フェアトレード」という言葉は、ブランドやサブブランド名と共に使用していない場合、オプションとして製品名、製品説明の一部として使用することができる。フェアトレード組織名(日本では「フェアトレード・ジャパン」、「フェアトレード・」)、は製品名の一部として使用することはできない。

原料が1種類の場合

原料が1種類のみ認証製品は、「フェアトレードXX」(XXは製品名が入る)と表示することができる。

例)フェアトレードコーヒー

すべての原料が国際フェアトレード認証原料である複合材料製品

使用しているすべての原料が認証原料である場合、「フェアトレードXX」(XXは製品名が入る)と表記してもよい。

例)フェアトレードミックスナッツ

※ミックスナッツの原料(例えば、アーモンド、ピーナツ、クルミなど)がすべて認証原料の場合

一部が国際フェアトレード認証原料である複合材料製品

2種類以上の原料を使用し、その一部のみが認証原料である製品の場合(例えばチョコレートケーキなど)「フェアトレード」のテキストを製品名に使用するには、認証原料が特定できるようにすること。

例)フェアトレードココアを使用したケーキ

※フェアトレードケーキは不可

原料が1種類の認証製品

許可されている製品名の例:

フェアトレードバナナ
フェアトレード カベルネ・ソービニオン
フェアトレード深煎りコーヒー
フェアトレードセイロン紅茶

許可されていない製品名の例:

※ブランドやサブブランドと共に、「フェアトレード」という言葉を使用してはいけない:

× フェアトレード [ブランド名]カベルネ・ソービニオン

× フェアトレード・ジャパン コーヒー

複合材料製品

許可されている製品名の例:

フェアトレードコーヒー カプチーノ
カプチーノ with Fairtrade coffee
フェアトレードシュガーでつくったラム
フェアトレードココア、砂糖、バナナでつくったマフィン

許可されていない製品名の例:

タイトルからどの原料がフェアトレード原料であるのか特定できない表記はしてはならない。

× フェアトレードカプチーノ
× フェアトレードラム
× フェアトレードチョコレートマフィン

製品パッケージ

店舗用バルクパッケージ

製品陳列用の箱

消費者向け売り場で陳列トレイや箱に認証製品を入れて販売する場合、認証ラベルをトレイや箱に表示させること。ただし、トレイや箱の中の製品はすべて認証製品でなければならない。

ディスプレイユニット

陳列トレイに認証製品を並べる場合、陳列する製品と同じブランドと製品名を陳列トレイに表示させること。陳列トレイに並べられている製品の認証ラベルが一つでも見える場合は、陳列トレイに認証ラベルを表示させる必要はない。



01



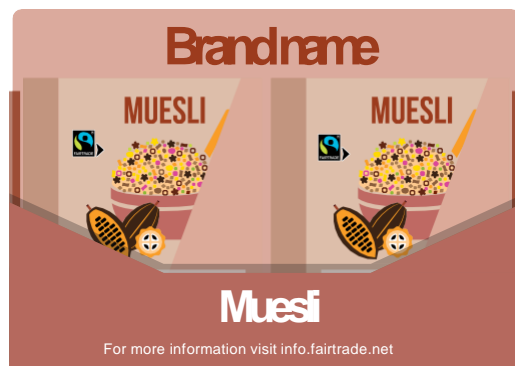
03

箱に入れて販売される場合

消費者向け売り場にて、認証品を箱やコンテナに入れて販売する場合、認証ラベルとブランド名を表示しなければならない。

製品名/説明、FLO-ID、ライセンスの組織名、原作国の表示は、推奨であるが必須ではない。

上記は、製品に認証ラベルが表示されている場合にも適用される。また、バナナの輸送用の箱など、消費者向け売り場で使用される輸送用段ボール箱にも適用される。ただし、容器の中に非認証製品が含まれる場合は、認証ラベルを容器に表示してならない。



02

01 ディスプレイ ユニット
製品の認証ラベルが陳列トレイで隠れてしまう時は、陳列トレイに認証ラベル、ブランド、製品名を記載しなければならない

02 ディスプレイ ユニット
製品に貼付されている認証ラベルが一つでも見える場合、陳列トレイに認証ラベルを表示する必要はない。



03 箱などの容器

消費者向け売り場にて、容器に入れて認証製品を販売する場合、容器には認証ラベルを表示させなければならない

04 認証製品と認証製品の混合

一つの容器に、認証製品と非認証製品を入れて販売する場合、容器には認証ラベルを表示させてはいけない

製品パッケージ 輸送用段ボール

輸送用、バルク製品のパッケージ

輸送用の箱や容器であっても、消費者向け売り場で用いる可能性のある場合には、箱や容器に以下の項目を表示すること。

表示必須項目：ブランド名または製品オーナー、認証ラベル、製品名・説明

推奨項目：フェアトレード説明文（URLを含む）

上記項目は、箱に直接印刷しても、シールを作成して貼付してもよい。

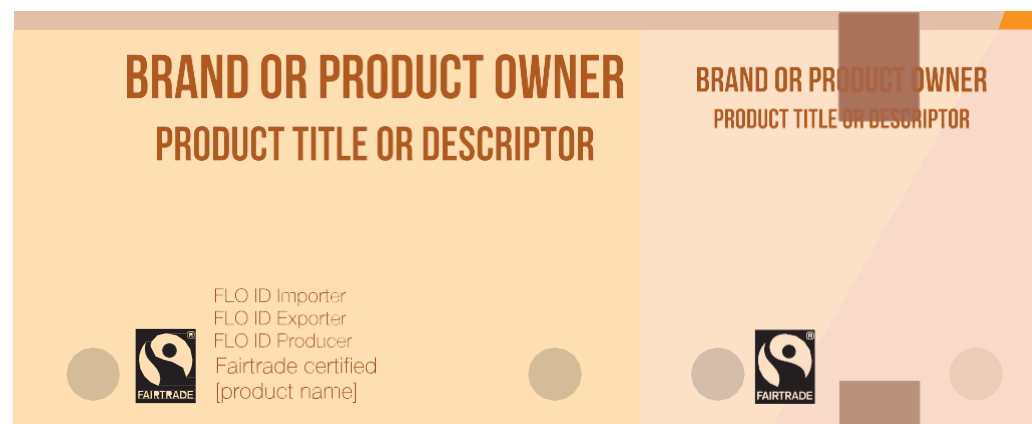
例外

黒単色の認証ラベルは、背景が薄い色か自然色に印刷されている場合のみ、消費者向け売場の段ボール箱や容器に表示することができる。

消費者向け売り場では用いられない輸送用段ボールの場合、認証ラベルを印刷する代わりに、「国際フェアトレード認証コーヒー」などのテキストを記載してもよい。

01 バルク製品のパッケージ

輸送と共に消費者向け売場でも利用される箱（ワインボックスなど）には、カラーの認証ラベルを表示すること



02 輸送用段ボール

黒単色の認証ラベルは、薄い色か自然色の背景にのみ表示可能である

製品パッケージ

申請前のチェックリスト

認証ラベル使用の申請

認証ラベルを使用する際は、印刷・掲載前にFLJにデザインを提出し承認を得なければならない。

FLJに提出する前に、左のチェックリストを使って本規定に従って製品パッケージや販促物が作成されているかを確認すること。承認までに要する時間を短縮できる。

製品パッケージ 申請前のチェックリスト

- 認証製品には、認証ラベルが貼付されていますか？ カラー版が推奨されています。
⇒7ページ参照
- 製品を陳列したとき消費者に認証ラベルが見えるよう、認証ラベルはパッケージの正面に表示されていますか。
※認証ラベルは、左下または右下のコーナー部分に表示させることが推奨されています。
⇒15、16ページ参照
- フェアトレードがあたかもブランドのように、消費者へ認識されるような表示をしていませんか。認証ラベルは、ブランドより目立って表示してはいけません。ブランドとは離して表示させて下さい。
⇒17ページ参照
- 認証ラベルの大きさは適切ですか。
⇒13ページ参照。
- 認証ラベルの周囲に排除区域は確保されていますか？
⇒6ページ参照。
- 消費者用のパッケージには、フェアトレード説明文が表示されていますか。
⇒36、37ページ参照。
- 認証ラベルの形状、色などを変えていませんか。
⇒10ページ参照。

02

Part two

2.2

各製品の製品パッケージ表示

This section covers use of the FAIRTRADE Mark on food and drinks. A separate section covers non-food: flowers and plants.

バナナの接着ラベル

接着ラベルはブランドを表示しても、しなくてもよい。ブランドのないバナナ用接着ラベルの最も適した形状は、角丸長方形である。

バナナは各房に、少なくとも1つの接着ラベルを貼付しなければならない。これらの粘着ラベルは、他の目的で使用することはできない。複数の接着ラベルを1つの房に貼付することもできるが、房をまとめて保持するためにテープを使用する場合(右を参照)を除き、最大3枚までとする。

必須表示項目

- 認証ラベル
- 原産国
- 生産者 FLO-ID

認証ラベルのサイズ

認証ラベルは、正しい色で表示されるように調整しなければならない(7ページ参照)。

FLJより提供されたデータのみを使用し、いかなる変更も加えてはならない。認証ラベルの横幅は7mm以上11mm以下で表示し、「FAIRTRADE」のテキストが鮮明に識別できるようにすること。

適用

ライセンスに代わって、生産者組織のみが接着ラベルを製品に貼付することができる。(詳細は基準を参照のこと)c

ブランドのない接着ラベル

ブランドの記載のない接着ラベルの使用例。角丸長方形が望ましい。



房を束ねるテープの利用

バナナの房の周囲に貼るテープは、プラスチックバックの使用を削減することができるため許可されている。認証ラベル、フェアトレード説明文、FLO-IDは、テキストが識別できる文字の大きさと同じシールに表示し、棚からはっきりと見えるように表示しなければならない。

小売店で、テープでまとめられた房から1本だけ購入することができる場合、接着ラベルをそれぞれのバナナに貼付することが望ましい。

食品と飲料

小さなサイズ、または粗い表面の果物と野菜

非常に小さい果物、野菜の場合(例ブドウやライチ)、箱やパック、または袋に認証ラベルを表示すること。
パイナップルのように表面にざらつきがある果物や野菜には、下げ札や環状の吊り札を付けること。

必須表示項目

- ブランド又はプロダクトオーナー名
- 認証ラベル
- フェアトレード説明テキスト(36ページ参照)
※説明テキストは、タグの裏面に表示してもよい。

推奨表示項目: 生産者 FLO-ID, 原産国
製品名

認証ラベルのサイズ

認証ラベルの横幅は、13ページを参照すること。
「FAIRTRADE」のテキストが識別できるようにすること。

認証ラベル

認証ラベルは、正しい色で表示されるように調整しなければならぬ(7ページ参照)。
FLJより提供されたデータのみを使用し、いかなる変更も加えてはならない。

適用

ライセンスに代わって、生産者組織のみが認証ラベルのタグ等を製品に貼付することができる。(詳細は基準を参照のこと)



01. 吊り札、下げ札

果物や野菜の表面にざらつきがある場合(パイナップルなど)、吊り札や下げ札を付けることができる。

02. 陳列箱

小さくてラベルを貼ることが出来ない果物や野菜は、認証ラベルが印刷された陳列箱やパックに入れて販売すること。



食品と飲料

果物と野菜のパッケージ

袋詰めやパックされた果物、野菜はそれぞれネット、パッケージ、バッグ、箱などの容器に認証ラベルを表示させること。

認証ラベルは、それぞれの包装材の正面に最低1箇所表示しなければならない。

表示必須項目

- ブランド名、または製品のオーナー名
- 認証ラベル
- フェアトレード説明文（36ページ）

推奨項目:

生産者FLO-ID, 原産国名、製品名/製品説明

認証ラベルサイズ

13ページを参照のこと

透明なビニル袋

ビニル袋など透明、または半透明な資材に認証ラベルを印刷する場合には、認証ラベルの白い部分も印刷すること(9ページ参照)

例外

認証ラベルのカラー版を、模様のように認証ラベルを配列した“壁紙スタイル”のプラスチックバッグに使用することができる。認証ラベルの周囲は、少なくとも認証ラベル横幅200%以上の排除区域を確保しなければならない。

ただし、このような資材を利用して認証ラベルは製品シール等で正面に表示させること(図03を参照)。



01



02



04 パッケージ、箱

認証ラベルは消費者がはっきりと確認できるようあらゆる包装材の正面に表示しなければならない。(17ページ参照)

他の情報

バーコード、製品説明などを陳列用の箱に印刷する場合は、認証ラベルと十分なスペースをとって表示させること。

01 帯状のラベル

ネットの袋の周りに巻きつけた帯状のラベルには、認証ラベルなどの表示必須項目を帯の長さに応じて繰り返して表示することが出来る。

02 プラスチック袋

認証ラベルと説明文は、直接袋に印刷しても、製品ラベル(シール)に印刷して利用してもよい。または、それらを組み合わせてもよい。

03 例外

複数の認証ラベルは、果物、野菜をいれるプラスチックバックに印刷できる。認証ラベルは、すべて同じ方向に傾けて表示する場合のみ、傾けて表示してもよい。



03

食品と飲料

飲料

飲料(ドリンク)

認証ラベルは、飲料が販売されるあらゆるタイプの容器(ボトル、パウチ、テトラパック容器、箱や缶など)に印刷されなければならない。認証ラベルは常にパッケージの正面に配置させることとする。また、認証ラベルがブランド名、折り目、縫い目、端、シール部から離れた位置に表示されているかを確認すること。

これらのガイドラインは、小売店にあるギフトボックスやバルクパッケージにも適用される。

認証ラベルが印刷されたラベル(シール)は、ボトルやパック容器へ(手作業ではなく)機械を使用して貼付されなければならない。

表示必須項目

- 容器正面: 認証ラベル、ブランド、製品名/製品説明
- 容器裏面: ファトレード説明文

任意表示項目

生産者FLO ID



縫い目、シール部、切り口

パウチ、箱、テトラ容器の折り目、縫い目、端やシール部分を避けて、パッケージの正面に認証ラベルを表示させること。



ボトルや円筒形の容器

ボトル容器には、認証ラベルは正面からはっきりと見えるように表示させること。メインの接着ラベルに印刷してもよい。

(17ページ参照)



正面が複数ある容器

複数の側面で構成されている箱やパックには、各側面を正面として考え、それぞれ面に認証ラベルを表示させること。

ボトルラベル

ワインなどのボトルの場合、認証ラベルを表と裏側のラベルに直接印刷することが出来る。他の方法としては、次のページで紹介するように、ブランドの製品ラベルとは別に認証ラベルを表示した帯ラベルを貼付することも出来る。

正面ラベル

認証ラベルは、ボトルの正面にブランドから離して表示させること。その際、ボトルを正面から見たときにはっきりと認証ラベルが見える位置に認証ラベルを表示させなくてはならない。

裏面ラベル

裏面ラベルには、製品説明文から離れた位置にフェアトレード説明文とFLO Webサイトを印刷すること。認証ラベルは、裏面のラベルにも表示させてもよいが必須条件ではない。

必須表示項目

- 容器正面: 認証ラベル、ブランド名、製品名/製品説明
- 容器裏面: フェアトレード説明文(ウェブサイトを含む)

サイズ

750mlの容量のボトルの場合、認証ラベルの横幅は、11mm から13mm の間で表示させること。それより小さなボトルサイズの場合は、13ページに従ってサイズを決定すること。



01 ボトル容器正面

正面から見たときはっきりと認証ラベルが見えなければならない。

02 フェアトレード説明文

フェアトレードの説明文は裏面、帯ラベルまたは表面に記載すること。

03 吊り札

認証ラベルがボトル上のラベルにも印刷されている場合、吊り札にも認証ラベルを使用することができる。ただし、生産者FLO-IDと共に表示すること。

ボトルの帯状ラベル

認証ラベルを製品ラベルに直接印刷する事が出来ないときは、認証ラベルのみを製品ラベルの下に帯ラベルにして表示することが出来る。

帯状ラベルの縦幅は認証ラベルの排除区域を確保し、横幅は製品サイズに合わせて作成すること。

製品ブランドとの優位性を考慮し、ボトルの首周りに帯状ラベルを用いて認証ラベルを表示してはならない。(図03)

認証ラベルのみが表示された長方形、または正方形のステッカーは許可されない。(図03)

サイズ

750mlボトルの帯状ラベルに表示する認証ラベルの横幅は、13mm以内にする。

表示必須項目

- 正面ラベル: 認証ラベル、ブランド、製品名/製品説明(ディスクリプター)
- 裏面ラベル: フェアトレード説明文、FLJ Webサイト。帯状ラベルを作成してもよい。

オプション

認証ラベルは裏面にも表示してよい。

適用

表面、裏面の製品ラベルは、手作業ではなく、機械で貼付すること。



01

02

03

01 正面ラベル

認証ラベルを帯状ラベルに印刷する場合、製品ラベルの下に帯状ラベルを貼ること。

02 裏面ラベル

フェアトレード説明文は必ずボトル裏面の製品ラベル又は、帯状ラベルに表示させること。

03 認証ラベルの位置

認証ラベルはボトルの首周りに表示してはいけない。認証ラベルのみを表示した長方形または正方形のラベルの使用は認められない。

非食品 一輪花

一輪花

認証製品として販売される一輪花、またはその他一輪の植物(例えば、葉飾りなど)は、認証ラベルが表示された接着ラベルを付けて販売しなければならない。接着ラベルは、一輪で販売されていても、花束に一輪花を含めて販売しても貼付しなければならない。

接着ラベルには生産者FLO-IDを必ず表示させなければならない。原産国名、ブランド名、製品名/製品説明(ディスプレイター)は推奨されるが、必ず表示しなくてもよい。

フェアトレード説明文

スペースがある場合には36ページを参照しフェアトレード説明文とFLJ Webサイトをラベルに表示する事。ただしスペースが限られている場合には、表示しなくてもよい。

必須表示項目

接着ラベル: 生産者FLO-ID

任意表示項目

フェアトレード説明文およびFLJ Webサイト



接着ラベル

接着ラベルには、生産者のFLO-IDを表示すること。

接着ラベルは、ライセンサーかライセンシーに代わって生産者によって貼付されなければならない。

非食品

花束① 認証花・葉飾りのみ

認証花と認証葉飾り(stems)

国際フェアトレード認証として販売されるすべての包装された花、葉飾りは、一輪花、花束のどちらであっても認証ラベルを製品パッケージ(スリーブ)に表示しなければならない。

必須表示項目は、スリーブおよびスリーブに貼付する接着ラベル、もしくはその組み合わせで表示することができる。認証ラベル、フェアトレード説明文およびFLJ webサイトと一緒に表示すること。

ブーケ

認証ラベルが貼付可能なブーケは、フェアトレードサプライチェーンの組織で事前に包装された花束のみである。小売店や花屋のような非認証の花や葉を取り扱い、店で花束を作る場合には、認証ラベルを貼付してフェアトレードとして販売することはできない。

必須表示項目

スリーブ: 認証ラベル、ブランド、製品名/製品説明(ディスクリプター)、生産者FLO-ID、下記のフェアトレード説明文

この製品のすべての花と葉飾りは、フェアトレード認証生産者からフェアトレード基準に従って調達された認証品です。詳細についてはこちら www.fairtrade-jp.org

任意表示項目

ブランドオーナー(例 ライセンシー名)
フェアトレード説明文追加テキスト(36ページ参照)



01

BRAND
PRODUCT TITLE

FLO ID 12345



All of the stems in this bouquet are Fairtrade certified, traded, audited and sourced from Fairtrade producers. Visit www.info.fairtrade.net

02

01 認証ラベルの表示位置

ブーケとして陳列される場合、認証ラベルが見えるように、スリーブの上から三分の一までに表示必須項目も表示すること。

02 接着ラベル

必須表示項目は、スリーブもしくはスリーブに貼付される接着ラベルに表示しなければならない。

非食品

花束② 非認証葉飾りとの組み合わせ

非認証葉飾りと共に販売されるフェアトレード認証花

認証花を非認証葉飾りと一緒に花束として販売する場合、スリーブには認証ラベルを表示しなければならない。加えて、花のみが認証花である事を明記した注意書きを表示する必要がある。

非フェアトレード認証花

花束の中に非認証の花が混在する場合、認証ラベルを表示する事はできない。(ただし、次項の場合を除く)

必須表示項目

スリーブ: 認証ラベル、ブランド、製品名/製品説明(ディスクリプター)、生産者FLO-ID、フェアトレード説明文、注意書き

<フェアトレード説明文>

この製品のすべての花は、フェアトレード認証生産者からフェアトレード基準に従って調達された認証品です。詳細についてはこちら www.fairtrade-jp.org

<注意書き>

※注意書きは製品名の下に表示すること。

このブーケに使用されている葉飾りは、国際フェアトレード認証を受けたものではありません。

任意表示項目

フェアトレード説明文追加テキスト(36ページ参照)



01

**BRAND
PRODUCT TITLE**

Foliage from conventional farms

FLO ID 12345



All of the stems in this bouquet are Fairtrade certified, traded, audited and sourced from Fairtrade producers. Visit www.info.fairtrade.net

02

01 認証ラベルの表示位置

ブーケとして陳列される場合、認証ラベルが見えるように、スリーブの上から三分の一までに表示必須項目も表示すること

02 注意書き

花は認証花であって、葉飾りが非認証である場合、注意書きを必ず表示させること

非食品

花束③ 非認証花との組み合わせ

日本で製造される認証花との混合ブーケ

花・植物の国際フェアトレード基準は、日本で認証事業者によってブーケットを製造し、すでにブーケにされたものを店頭で販売する場合に限り、非認証花と葉飾りの使用を最大50%までブーケに使用することを認めている。

この基準は、認証を取得していない花屋には適用できない。

50%以上の認証花を用いている場合は、フェアトレード説明文に表示される認証花の割合を割合に応じて変更すること。認証花や認証葉飾りに名前が付けられる場合には、名前で認証された花を特定することが望ましい。

非認証花・葉飾りに関する記載は、使用割合とともに表示することが推奨される。

表示必須項目

- スリーブ: 認証ラベル、ブランド、製品タイトル/説明、生産者FLO-ID
- フェアトレード説明文

例1)このブーケットの[X]%の花は、フェアトレード認証生産者からフェアトレード基準に従って調達された認証品です。詳細についてはこちら:

www.fairtrade-jp.org

例2) [認証花名]:フェアトレード認証生産者からフェアトレード基準に従って調達されています。

全体の[X]% www.fairtrade-jp.org

任意表示

よく認知された原産国の花や葉飾りを使用する場合の表示例:

- オランダXX地方のチューリップを使用
全体の50%
- イタリアの花・葉飾りを使用
全体の50%

フェアトレード説明文(追加テキスト)

オプションとして追加のフェアトレード説明文を追加してもよい。(36ページ参照)



01

BRAND PRODUCT TITLE

Flowers and foliage from Italian sources,
total 50%



Roses: Fairtrade certified, traded,
audited and sourced from Fairtrade
producers, total 50%. Visit www.info.fairtrade.net

02 フェアトレード説明文で花の名前を記載する場合
非認証花の原産国名と割合は、製品名の下に表示させることができる。

BRAND PRODUCT TITLE

Tulips from the xx region in the
Netherlands, total 50%



50% of the stems [and foliage] in this
bouquet are Fairtrade certified, traded,
audited and sourced from Fairtrade
producers. Visit www.info.fairtrade.net

03

04

05

01フェアトレード説明文で、花の名前を特定しない場合

03 ブランド、製品名

04 任意表示

05 認証ラベルとフェアトレード説明文

02

Part two

2.3 フェアトレード 説明文

The Fairtrade Claim is a short text explains the meaning of the FAIRTRADE Mark to consumers. The Fairtrade Claim and URL are compulsory on every pack.

フェアトレード説明文

概要

フェアトレード説明文概要

製品パッケージには、フェアトレードの説明テキストを記載しなければならない。説明テキストは、パッケージの裏面または側面に記載し、消費者が購入時に確認できる位置に表示させること。

日本の食品表示法におり、フェアトレード成分および/またはフェアトレード原料の割合は、栄養製品成分リストとは別のリストで表示する必要がある。例えば太字のフォントやアスタリスクの記号などは、フェアトレード原料および/または原料の割合を示すために、栄養製品成分のリスト内で使用してはならない。

認証製品の原料や適用される基準によって、表示する説明文が異なる。大きくタイプA、Bの2種類がある。

●物理的トレーサビリティ版（36ページ参照）

使用されるすべての認証原料の物的トレーサビリティが確保されている認証製品（注1）

例）レギュラーコーヒー、バナナ、ミックスナッツ、花など

（注1）原則として、茶、砂糖、カカオ、フルーツジュースを原料としていない製品。ただし、茶、砂糖、カカオ、フルーツジュースの場合でも、生産者から製造組織まですべてのサプライチェーンでトレーサビリティが保証されている場合はタイプAを使用できる。

●マスマランス基準版（37ページ参照）

・トレーサビリティが確保されていない認証原料からなる認証製

例）紅茶、砂糖を用いた複合材料製品
チョコレート、フレッシュジュースなど

フェアトレード説明文の翻訳

ここでは日本語版のみ記載する。他の国で認証製品の販売の場合には、販売国の使用言語でフェアトレード説明文を表示すること。日本語以外の表示に関しては、別途FLJIに問い合わせること。

フェアトレード説明文

物理的トレーサビリティ版

物理的トレーサビリティ版

Applicable for:

使用されるすべての認証原料の物理的トレーサビリティが確保されている認証製品(注1)

(注1)原則として、**茶、砂糖、カカオ、フルーツジュースを原料としていない製品**。ただし、茶、砂糖、カカオ、フルーツジュースの場合でも、生産者から製造組織まですべてのサプライチェーンでトレーサビリティが保証されている場合は物理的トレーサビリティ版を使用できる。

[注意事項]

- ・消費者が購入時に確認できる位置(原則として製品パッケージの裏面、側面)にフェアトレード説明文を表示させること。
- ・フェアトレード説明文に、追加テキストを追記してもよい。
- ・認証原料の含有率は、小数点以下を切り捨てて表示させる。なお、含有率が100%であっても含有率を表示すること。
- ・水分が50%以上を占める飲料の場合は、次のような注意書きをフェアトレード原料の割合の隣に併せて記載すること。ただし、フルーツジュースを除く。

(表示例)

- ・全原材料中の含有率:XX%(水分を除く)
- ・全原材料中の含有率:XX%(乳成分を除く)

フェアトレード説明文

A-1 推奨版

フェアトレードは、公正な取引条件、社会発展および環境保護を促進することにより、開発途上国の生産者の持続的な発展に貢献しています。

原材料の[物理的トレースがとれている認証原材料名]は、フェアトレード認証生産者から基準に従って調達された認証原材料です。全原材料中の含有率:XX%

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン
詳細についてはこちら: www.fairtrade-jp.org

(例)

フェアトレードは、公正な取引条件、社会発展および環境保護を促進することにより、開発途上国の生産者の持続的な発展に貢献しています。

原材料のコーヒー豆は、フェアトレード認証生産者から基準に従って調達された認証原材料です。全原材料中の含有率:100%

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン
詳細についてはこちら: www.fairtrade-jp.org

A-2 略式版 – スペースが限られている場合

原材料の[物理的トレースがとれている認証原材料名]は、フェアトレード認証生産者から基準に従って調達された認証原材料です。全原材料中の含有率:XX%

www.fairtrade-jp.org

(例)

原材料のカシューナッツ、レーズン、アーモンドはフェアトレード認証生産者から基準に従って調達された認証原材料です。

全原材料中の含有率:65%

www.fairtrade-jp.org

A-3. 追加テキスト

1. この製品を購入することは、開発途上国の生産者や労働者の労働条件と生活状況の改善および環境保全の促進につながります。
2. この製品を購入することは、開発途上国の[認証原材料名]生産者がフェアトレードのビジネスを進展させ、生産者自らの力で地域社会と生産環境を改善し持続可能な未来を切り開くことにつながります。
3. フェアトレードは、開発途上国の[認証原材料名]生産者へより公正な貿易条件と機会を提供し、持続可能な未来のために生産者が自らの力で地域社会や環境を改善していくことにつながります。
4. フェアトレード・ラベル・ジャパンは、現在の貿易体制のなかで不利な立場にある途上国の生産者や労働者の自立支援に取り組む特定非営利活動法人です。中南米、アフリカ、アジアの生産者と、ヨーロッパ、北米、日本の消費者とのネットワークのもとで、より公平で持続可能な世界を目指しています。

フェアトレード説明文

マスマランス基準版

マスマランス基準版^(注2)

Applicable for:

- ・トレーサビリティが確保されていない認証原料からなる認証製品^(注3)
- ・トレーサビリティが確保されている認証原料と、されていない認証原料からなる認証製品

(注2) マスマランスの詳細は、Fairtrade International ウェブサイト (<https://www.fairtrade.net/about-fairtrade/traceability.html>) および、トレーダー基準2.1.8から2.1.18 (http://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/intl_standard.php) を参照のこと。

(注3) 原則として、茶、砂糖、カカオ、フルーツジュースを原料としている製品。

[注意事項]

- ・消費者が購入時に確認できる位置(原則として製品パッケージの裏面、側面)にフェアトレード説明文を表示させること。
- ・フェアトレード説明文に、追加テキストを追記してもよい。
- ・認証原料の含有率は、小数点以下を切り捨てて表示させる。なお、含有率が100%であっても含有率を表示すること。
- ・水分が50%以上を占める飲料の場合は、次のような注意書きをフェアトレード原料の割合の隣に併せて記載すること。ただし、フルーツジュースを除く。

(表示例)

全原材料中の含有率:XX%(水分を除く)

全原材料中の含有率:XX%(乳成分を除く)

フェアトレード説明文

B-1 推奨版

この製品に使用された[マスマランス原材料名]と同等量が、国際フェアトレード基準に従って調達されています。生産や加工の過程で、非認証[マスマランス原材料名]と混合されることがありますが、[マスマランス原材料名]の生産者には、同等量分のフェアトレード価格とプレミアムが保証されて取引されています(マスマランス基準)。全原材料中の含有率:XX%
特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン
詳細についてはこちら: www.fairtrade-jp.org

(例)

この製品に使用されたカカオと砂糖のそれぞれ同等量が、実際フェアトレード基準に従って調達されています。生産や加工の過程で、非認証カカオ、砂糖と混合されることがありますが、カカオ、砂糖の生産者には、同等量分のフェアトレード価格とプレミアムが保証されて取引されています(マスマランス基準)。全原材料中の含有率:68%
特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン
詳細についてはこちら: www.fairtrade-jp.org

B-2 略式版1 - スペースが限られている場合

この製品に使用された[マスマランス原材料名]と同等量が国際フェアトレード基準に従って調達されていますが、フェアトレード認証[マスマランス原材料名]は、生産や加工の過程で非認証[マスマランス原材料名]と混合されることがあります(マスマランス基準)。全原材料中の含有率:XX%
www.fairtrade-jp.org

(例)

この製品に使用されたカカオと同等量が国際フェアトレード基準に従って調達されていますが、フェアトレード認証カカオは、生産や加工の過程で非認証カカオと混合されることがあります(マスマランス基準)。全原材料中の含有率:57%。
www.fairtrade-jp.org

B-3 略式版2 - スペースが極めて限られている場合

フェアトレード認証[マスマランス原材料名]の調達には、マスマランス基準が適用されています。全原材料中の含有率:XX%。
www.fairtrade-jp.org

B-4. 追加テキスト

1. この製品を購入することは、開発途上国の生産者や労働者の労働条件と生活状況の改善および環境保全の促進につながります。
2. この製品を購入することは、開発途上国の[認証原材料名]生産者がフェアトレードのビジネスを発展させ、生産者自らの力で地域社会と生産環境を改善し持続可能な未来を切り開くことにつながります。
3. フェアトレードは、開発途上国の[認証原材料名]生産者へより公正な貿易条件と機会を提供し、持続可能な未来のために生産者が自らの力で地域社会や環境を改善していくことにつながります。
4. フェアトレード・ラベル・ジャパンは、現在の貿易体制のなかで不利な立場にある途上国の生産者や労働者の自立支援に取り組む特定非営利活動法人です。中南米、アフリカ、アジアの生産者と、世界の消費者とのネットワークのもとで、より公平で持続可能な世界を目指しています。

B-5 物理的トレース・マスマランス基準の両方が適用されている認証製品

※認証原料として、カカオ、砂糖、ナッツ、バニラ、砂糖が使用され、カカオと砂糖にはマスマランス基準が適用されている場合の例

略式版1

この製品に使用されたカカオ、砂糖、ナッツおよびバニラと同等量が、フェアトレード基準に従って調達されています。全原材料中の含有率:XX%
フェアトレード認証カカオ、砂糖は生産や加工の過程で非認証カカオ、砂糖と混合されることがあります(マスマランス基準)。www.fairtrade-jp.org

略式版2 - スペースが極めて限られている場合

カカオ、砂糖、ナッツ、バニラはフェアトレード認証原料です。全原材料中の含有率:XX%
フェアトレード認証カカオ、砂糖には、マスマランス基準が適用されています。www.fairtrade-jp.org

03

Part three

3.1 販売促進 マテリアル

This section covers use of the FAIRTRADE Mark when communicating about it in retail and 'out-of-home' environments , printed and online advertising and promotion.

販売促進マテリアル

概要

概要

国際フェアトレード認証製品と称して宣伝する製品は、すべて国際フェアトレード認証を受け、認証ラベルが付いていなければならない。ここでは、ホテル、飲食店、カフェ、自営の製菓店などで利用する販促物における認証ラベルの使用法について記載する。

配置

販促物に表示させるフェアトレード関連要素は、すべて同じ位置に配置するか、一つのグループにしてまとめて表示しなければならない。

また、それらの要素はブランド名より目立たないように配置する必要がある。認証ラベルが販促物上の主要な位置を占めることで、販促物の「オーナー」であるかのように見えることがないように注意して配置すること。

また、許可を得た場合を除き、国際フェアトレードラベル機構またはフェアトレード機関（日本ではFLJ）が特定のイベントやブランドを推奨または後援しているかのように、それらの要素を使用してはいけない。

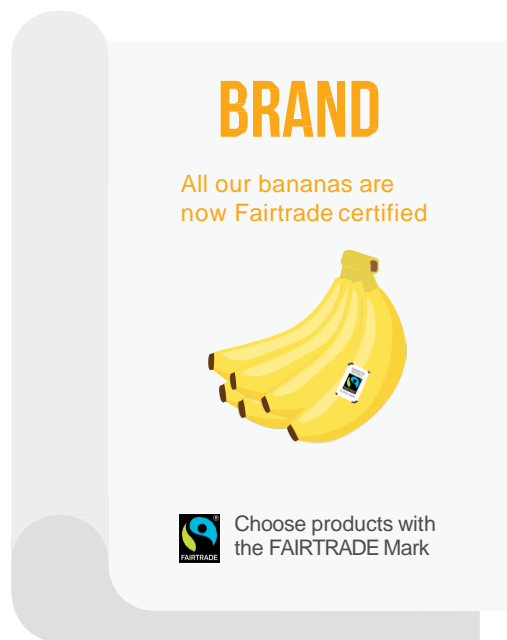
なお販促物は、認証製品、又は認証製品に関する情報に近接した場所に配置すること。

他のエシカルラベルと並べて表示させる場合

表示が義務づけられているフェアトレード関連要素は、必ず他の倫理的ラベルからの独立性が確保されるようにすること（12ページを参照）。

注意事項:

コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている製品と、マスマバランス基準が適用されている製品の両方を販促物に掲載するとき、矢印のある認証ラベルのみを使用してもよい。（8ページ参照）



01



02

01 フェアトレードの要素
フェアトレード関連要素は一つのグループにまとめ、ブランド名より目立たないように配置すること。

02 ブランド名

ブランドの名前またはロゴは、販促物上に明確に表示すること。

03 メッセージ

認証製品についてのメッセージは明確に記載すること



03

販売促進マテリアル

飲食店・カフェ①

カフェ・飲食店

以下に示すガイドラインは、店舗等において認証製品を適切に宣伝できるようにする為のものである。

認証ラベルは、認証製品を特定したテキストと共に正しく認証製品を参照するように表示しなければならない。

テキストの表示例:

当店のコーヒーと、イングリッシュブレックファーストティーは、国際フェアトレード認証を受けたものです。

メニュー板、カップ、ポイントカードなどの販促物には、それぞれの販促物に一ヶ所のみ認証ラベルを使用できる。

紙コップまたはスリーブ

認証ラベルを使い捨てカップまたはスリーブに付ける場合、その会社またはブランドにおいて販売される全種類の製品が認証製品でなければならない。

テキストの表示例:

All our coffee is Fairtrade certified

Our in-house coffee and tea are Fairtrade certified

任意表示項目

FLJウェブサイト:

www.fairtrade-jp.org

注意事項:

コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている製品と、マスバランス基準が適用されている製品の両方を販促物に掲載するとき、矢印のある認証ラベルのみを使用してもよい。(8ページ参照)



01



02



03

01 フェアトレードの要素
フェアトレード関連要素は一つのグループにまとめ、ブランド名より目立たないように配置すること。

02 ブランド名
ブランドの名前またはロゴは、販促物上に明確に表示すること。

03 メッセージ
認証製品についてのメッセージは明確に記載すること。

販売促進マテリアル

飲食店・カフェ②

「フェアトレード」という単語の使用

「フェアトレード」という単語は、「国際フェアトレード認証コーヒー」といったように、認証製品(原料)にのみ関連付けて使用すること。具体的な認証原料が明記されていないものについては、総称的にフェアトレードと関連付けしてはならない。

例えば、カプチーノやラテに使用するコーヒーが認証製品であっても、使用するその他の材料が認証原料ではない場合、「フェアトレード・カプチーノ」や、「フェアトレード・ラテ」などと表記してはならない。また同様に、「フェアトレード・メニュー」や、「フェアトレード・カフェ」といった言葉は使用してはならない。

「当店のコーヒーはすべて国際フェアトレード認証を受けたものです」という文を使用する場合、フィルターコーヒーやカフェイン抜きコーヒーを含むその店において提供されるすべてのコーヒーが認証コーヒーでなくてはならず、認証ラベルで特定されていなければならない。

同様のルールが紅茶やチョコレートドリンクなど、他の製品にも適用され、認証ラベルが認証を受けていない製品(原料)を指し示すことがあってはならない。

| SHOP NAME | | CAFÉ MENU |
|----------------|-------------------|------------------|
| Coffees | Teas | Juices |
| Americano * | English Breakfast | Apple juice |
| Cappuccino * | Green Tea | Orange juice |
| Espresso * | Oolong Tea * | Grapefruit juice |
| Latte * | | |
| Mocha * | | |
| Macchiato * | | |

 * Fairtrade certified coffee and Oolong tea

正しい使用法

国際フェアトレード認証製品として特徴付けられるものは、常に認証ラベルと関連付けがされていること。

国際フェアトレード認証製品は、アスタリスクや取り扱い製品を明記した小見出しを用いて特定すること。

| SHOP NAME | FAIRTRADE MENU |
|---------------------------------|-----------------|
| Fairtrade Americano | Latte |
| Fairtrade Cappuccino | Mocha |
| Fairtrade Espresso | Macchiatto |
| Fairtrade Chocolate Muffin | Orange Juice |
| Blueberry Muffin | Apple Juice |
| Fairtrade Chocolate Milkshake | Cranberry Juice |

 We sell Fairtrade certified products

- 1 「フェアトレード・メニュー」や、「フェアトレード・カフェ」といった言葉は使用しないこと。
- 2 「フェアトレード」を認証製品以外のメニュー項目に使用しないこと。
- 3 国際フェアトレード認証製品とそれ以外の製品とを明確に分けること。
- 4 製品を特定していない場合、総称的に「フェアトレード」と関連付けて使用しないこと。

誤った使用例

1 「フェアトレード・メニュー」や、「フェアトレード・カフェ」といった言葉は使用しないこと。

2 100%フェアトレード認証原料使用でないものに「フェアトレード」という単語を使用しないこと。

3 国際フェアトレード認証製品とそれ以外の製品とを明確に分けること。

4 製品を特定していない場合、総称的に「フェアトレード」と関連付けて使用しないこと。

販売促進マテリアル

飲食店・カフェ, 小売店舗

小売店舗での 販促マテリアル表示

商店やその他の小売店舗においては、ポスター、看板、ピラその他の販促物を使用して認証製品を宣伝することが推奨される。

販促物に認証ラベルが特徴付けられる場合、以下のような行動を喚起(Call To Action)する言葉を書き添えなければならぬ。

- 国際フェアトレード認証製品についてお気軽にお尋ね下さい
- 国際フェアトレード認証ラベルの付いた製品をお買い求めください

ホテルおよびセルフサービスの飲食店

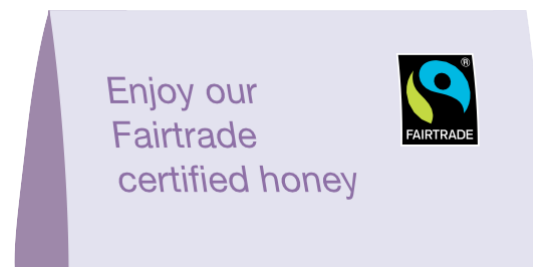
ホテルまたは飲食店において、その店のフェアトレードの取り組みを客に伝えるため、卓上テントカードや、それに類似した販促物に表示することによって伝えることができる。(図02)

チョコレート専門店および洋菓子店での表示

FLJIに別途相談すること。

注意事項:

コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている製品と、マスバランス基準が適用されている製品の両方を販促物に掲載するとき、矢印のある認証ラベルのみを使用してもよい。(8ページ参照)



02



01



01

01 ポスター、ボード
認証ラベルを使用するポスターには、行動喚起を促す言葉を用いること

02 テントカード
ホテル、飲食店、カフェでは、チラシ、ポスター、テントカードなどを使って認証製品を宣伝することができる。

販売促進マテリアル 小売店舗でのプロモーション

認証製品のプロモーション

認証製品は、ライセンスの店舗又は、いろいろなブランドの認証製品を取り扱っている店舗にて、プロモーションすることができる。

吊り下げバナー、棚の看板表示、プライスカード等を認証ラベルと製品名を表示して認証製品のすぐ近くに配置させることにより、どの製品が認証製品であるかを明確に示すこと。

また、異なったブランドの認証製品やFSI製品を同じ棚に陳列してもよい。

製品の棚とは離れた入口付近に販促マテリアルを使用する場合には、客が認証製品の棚がどこであるのかわかるようにガイドをしなければならない。



01

プライスカードに認証ラベルを表示させるときは、商品に表示されている認証ラベルを表示させること



02



03

販売促進マテリアル

印刷物・オンラン広告

印刷物・オンライン広告

印刷物および動画広告、記事体広告に認証ラベルを使用する際には、下記の規定に従うこと。

広告主である会社名もしくはブランド名が明示されている事。認証ラベルは、商品に貼付けられている認証ラベルと独立して表示しなければならない。認証ラベルが企業ブランドを承認しているかのように、また企業ブランドのように誤って認識されるような表示をしてはならない。

広告主が国際フェアトレードラベル機構、FLJまたは「FAIRTRADE」と誤って認識されないよう、認証ラベルをページ又はスクリーンの右下に表示してはならない。

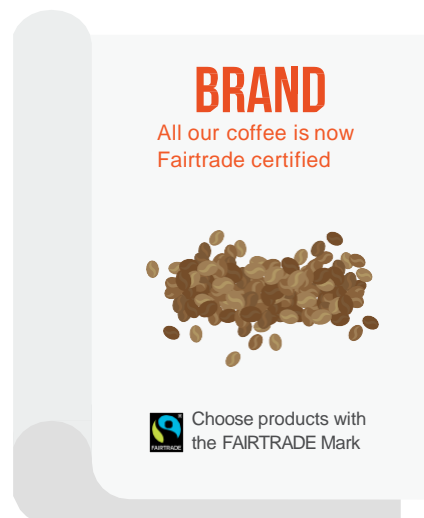
フェアトレードに関する宣伝文および説明文

フェアトレードに関するすべての宣伝文は正確でなければならない。また、フェアトレードに関する説明文は、合意されたものでなければならない。

これらの文章は、承認された文章リストから選択するか、FLJに申請し承認を得なければならない

注意事項:

コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている製品と、マスバランス基準が適用されている製品の両方を販促物に掲載するとき、矢印のある認証ラベルのみを使用してもよい。(8ページ参照)



01

01 印刷広告

認証ラベルは、印刷広告および記事体広告に利用する事が出来る。



02

02 動画広告

動画広告(例:TV、映画、スクリーン)においては、フェアトレードコンテンツが明示されていれば、フェアトレード説明文・購入促進のための記述は表示しなくてもよい

販売促進マテリアル プレスとイベント

プレス記事

認証ラベルを新聞、雑誌、出版物等に掲載する際には、フェアトレードに関する記事に近接した位置に認証ラベルを配置しなければならない。

フェアトレードの промоーションイベント

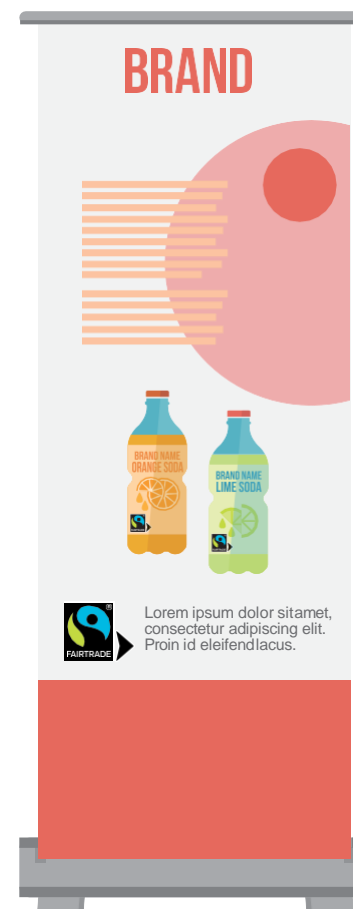
特別なプロモーションイベントの際には、フェアトレードへの関与(コミットメント)を、認証製品を表示・投影する展示物、スタンド、スクリーン、テーブルクロス、背景幕(バックドロップ)に示してもよい。

書面での事前の許可がない限り、国際フェアトレードラベル機構、フェアトレード・マーケティング組織、またはFLJがイベントの支持・協賛をしているかのような印象を与えるように、認証ラベルを使用してはならない。



プレス記事

フェアトレードの記事に近接した位置に認証ラベルを配置すること。



イベントおよび販促活動において、認証ラベルはバナーおよびディスプレイ・スタンドに表示してもよい。ただし、認証ラベルがブランドであるかのような印象を与える表示をしないこと

販売促進マテリアル

デジタルでの使用

第三者ウェブサイト

認証ラベルは、ライセンシーのウェブサイトに表示することができる。ただし、認証ラベルをトップヘッダー、ホームページの常置ヘッダーバーに表示してはいけない。また、ウェブサイト管理者もしくは、ブランドが明示されていなければならない。認証ラベルがその企業を支持、認証しているかのような印象を与える表示をしてはならない。ウェブバッジ(バナー)をホームページに利用する場合には(下記を参照)、サイト全体を通して認証製品が適切に表示されること。

ウェブバッジ(バナー)

ウェブバッジ(バナー)はサイト側部および常置フッターバーに表示してもよい。その際、現実よりも認証製品が多いかのような間違った印象や、認証ラベルがその企業を支持、認証しているかのような印象を与える表示をしてはならない

ラベル説明文・行動喚起文(購入促進のための記述)

認証ラベル表示させる際、ラベルの説明文または下記のような行動喚起文をラベルの隣もしくは近くに表示させること。

- フェアトレード認証製品はこのマークが目印！
- 当社で取り扱っている認証コーヒーはこちら
- 当社は認証コーヒーの取り扱いがあります

許可

ウェブサイト公開の前に、サイトデザインのモックアップもしくは、該当ページリンクをFLJIに提出し、認証ラベルの表示方法について承認を得なければならない。



- 1 見出し**
認証ラベルの隣、または近くに必ず関連する見出しや行動喚起文を表示させること。

掲載されている商品が、100%認証製品ではない場合、以下の例のような文を表示させること。

例)

- この認証ラベルが目印です！
- 国際フェアトレード認証製品はこちら

例外

他の認証ラベルやロゴをヘッダーに表示する場合は、認証ラベルを他のラベルと同様な表示方法でヘッダーに表示してもよい。

改定履歴

| Version | 日付 | 改定理由 |
|---------|------------|---|
| 1.0 | 2009年11月7日 | 新規作成 |
| 1.1 | 2011年1月1日 | 国際フェアトレード認証ラベルのリニューアル内容追加 |
| 2.0 | 2012年4月1日 | 2011年FLOラベルガイドライン改定を反映 |
| 2.1 | 2015年1月1日 | <ul style="list-style-type: none">・規定書番号の変更(R-006からR-06)・「ラベル使用規定」から「国際フェアトレード認証ラベル使用規定」へ規定書の名称を変更・R-01 用語規定V3.0の反映・5-9項パッケージのテキストの改定 |
| 3.0 | 2018年9月1日 | <ul style="list-style-type: none">・認証ラベルデザインのリニューアルに伴い、Fairtrade Internationalの発行する「FAIRTRADE MARK GUIDELINES」の内容を反映。 |
| 3.1 | 2020年4月1日 | <ul style="list-style-type: none">・FLJ URLを、www.fairtrade-jp.org に統一。・フェアトレード説明文(マスバランス)に「B-5 物理的トレース・マスバランス基準の双方が適用されている認証製品」を追加。 |